

●市道認定取請求事件

1 審和解（大阪地裁 2018.2.6）

高槻市に対する市道認定取消し請求の事案（大阪地裁第7民事部、事件番号平成25年（行ウ）第222号）。

Lマンション建設販売会社は、昭和61年、マンション募集に際し、原告ら買主に、マンション用地の一部を道路、公園用に高槻市に提供することを約束させる文言のある契約書に署名捺印させていたが、買主の誰一人、その条項が意味することは分からず署名捺印したのであった。公園用地は最初からマンション敷地から省かれていたが、平成5年、道路として土地を無償使用させる承諾書を原告管理組合がL社の言うがままに高槻市に出したことにより、マンションは容積率の足りない建築基準法違反物件となった。そのことが判明したのは平成24年に駐輪場増設許可が高槻市によって拒否された時であった。原告らは、承諾書を出した時点で、高槻市の建築確認の担当者は直ちに容積率違反を見抜いたはずだとして、次のような請求の趣旨の裁判を起こした。

1 主位的請求

被告は原告らに対し、本件土地を明け渡せ。

2 予備的請求 1 次の3請求を選択的併合とする。

① 高槻市長は、平成11年7月16日付でなした高槻市道富田町117号線としての道路認定を取り消せ。

② 高槻市長は、平成11年7月16日付でなした高槻市道富田町117号線としての道路認定を廃止せよ。

③ 高槻市長は、平成11年7月16日付でなした高槻市道富田町117号線としての道路認定を撤回せよ。

3 予備的請求2 次の3請求を選択的併合とする。

① 高槻市長は、平成11年8月2日付でなした高槻市道富田町117号線としての道路供用開始を取り消せ。

② 高槻市長は、平成11年8月2日付でなした高槻市道富田町117号線としての道路供用開始を廃止せよ。

③ 高槻市長は、平成11年8月2日付でなした高槻市道富田町117号線としての道路供用開始を撤回せよ。

4 予備的請求3

原告マンション管理組合が、自転車置き場増設工事に関する建築確認申請をするに際し、本件土地が、本件マンションの容積率算定の基礎となる敷地として扱われる法的地位にあることを確認する。

和解期日調書の記載は次の通り。

原告らと被告とは、次のとおり確認する。

(1)高槻市長は、平成 29 年 11 月 24 日、高槻市道富田町 1 1 7 号線につき、別紙高槻市告示第 6 2 4 号のとおり道路区域を変更した。

(2)原告 L マンション高槻管理組合訴訟承継人 L マンション高槻管理組合法人は、平成 30 年 3 月 13 日、別紙物件目録記載の土地につき、被告から売買を原因として所有権を取得した。

(3)原告ら 本件訴えを取下げらる。

(4)被告 上記訴えの取下げに同意する。

(5)当事者双方 本件訴訟費用は各自の負担とすることを確認する。